

第2章 「校内支援体制作り」 Q & A

1 校内委員会について

- Q 1 校内委員会の役割は何ですか？
- Q 2 構成メンバーは誰ですか？
- Q 3 校内委員会の企画・運営は、誰が行うのですか？
- Q 4 具体的な活動内容などのようなものですか？
- Q 5 年間計画は、どのように立案すればよいですか？
- Q 6 校内研修は、どのように企画すればよいですか？
- Q 7 関係者・関係機関にはどのようなものがありますか？
- Q 8 関係者・関係機関との連携はどのように行えばよいですか？
- Q 9 ケース会議とはどのようなものですか？
- Q 10 子供の実態把握は、どのように進めていけばよいですか？
- Q 11 各年度の引継ぎはどのように行えばよいですか？
- Q 12 いじめ・不登校対策委員会や生徒指導委員会、就学指導委員会と内容が重複しないよう、どのように対応すればよいですか？

2 特別支援教育コーディネーターについて

- Q 13 役割は何ですか？
- Q 14 特別支援教育の専門でない教員が特別支援教育コーディネーターになってもよいのですか？
- Q 15 校内の情報収集をどのように行えばよいですか？
- Q 16 担任への支援はどのように行えばよいですか？
- Q 17 関係機関とどのように連携すればよいですか？
- Q 18 保護者の理解と協力を得るためには、どうすればよいですか？
- Q 19 生徒指導主事（生徒指導主任）や養護教諭とは、どのように連携すればよいのですか？
- Q 20 スクールカウンセラーとは、どのように連携すればよいですか？
- Q 21 支援の成果がなかなか表れない場合は、どうすればよいですか？
- Q 22 診断の有無については、どう考えればよいですか？
- Q 23 就学相談はどのように進めていけばよいですか？

3 個別の教育支援計画・個別の指導計画について

- Q 24 「個別の教育支援計画」の役割は何ですか？
- Q 25 「個別の教育支援計画」と「個別の指導計画」はどう違うのですか？
- Q 26 「個別の教育支援計画」には、どのような内容を記載しますか？
- Q 27 「個別の教育支援計画」は、誰がどのように作成するのですか？
- Q 28 「個別の教育支援計画」は、幼・小・中でどのように引き継いでいけばよいのですか？

※Q & Aはサンプルですので、実情に応じた適切な支援の検討をお進めください。

1 校内委員会について

Q 1 校内委員会の役割は何ですか？

支援の必要な子供について、生活面・学習面・行動面の実態を校内委員会のメンバーで共通理解を図ります。そして、担任や特別支援教育コーディネーター等が作成した「個別の教育支援計画」の原案及び「個別の指導計画」を基に、個々の子供への教育的支援について検討します。さらに、実際の指導及び支援の後、取組の評価、改善・見直しについて検討します。その他、校内委員会は巡回相談及び専門家チームの派遣要請等、校内の中心組織としてその役割を果たします。

Q 2 構成メンバーは誰ですか？

一例として、校長、教頭、主幹教諭、教務主任、校務主任、特別支援教育コーディネーター、生徒指導主事（生徒指導主任）、通級指導教室担当者、特別支援学級担任、養護教諭、対象の児童生徒の学級担任、学年主任等、その他必要に応じて外部の関係者が考えられます。いずれにせよ、各学校の規模や実情を考慮しつつ、支援方針を決め、支援体制を作るために必要なメンバーで構成することが大切です。

Q 3 校内委員会の企画・運営は、誰が行うのですか？

特別支援教育コーディネーターが中心となり、教頭・教務主任等と協力しながら企画・運営を進めていくのが基本ですが、各学校の規模や実情に応じて役割を分担していくことも可能です。（例：年間計画の立案を教頭、検討事項の提案を特別支援教育コーディネーター、事例の提案を担当、司会を教務主任等）

Q 4 具体的な活動内容はどのようなものですか？

個々の児童生徒に必要な教育的支援を全校体制で進めていくために、次のような活動を行います。

- ①支援を必要とする児童生徒を把握するための計画を立案し実施する。→Q 1 0へ
 - ②支援を必要とする児童生徒の支援内容や方法について検討する。
 - ③個別の教育支援計画・個別の指導計画を作成する。→Q 2 4～Q 2 8へ
 - ④支援の役割分担について検討する。
 - ⑤関係機関との連絡調整を行う。→Q 7・Q 8へ
 - ⑥全職員に対して情報の共有と支援体制の確認を行う。
 - ⑦研修の計画を立案し、実施する。→Q 6へ
- ※必要に応じてケース会議を開き、具体的な支援内容について検討する。



→Q 9へ

Q5 年間計画は、どのように立案すればよいですか？

各学校の実情や校内委員会の設置のスタイルに応じて立案していきます。年間行事計画の中にあらかじめ位置づけ、計画的に活動することが大切です。

<校内委員会の年間計画例>

	主な内容
4月	○校内委員会の組織、構成メンバー、年間計画等の確認
5月～6月	○支援が必要な児童生徒の把握（1回目） ○支援方法の検討 ○「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」の作成
7月～8月	○1学期の支援の評価及び修正点の検討 ○校内研修（夏季休業中）
9月～10月	○支援が必要な児童生徒の把握（2回目） ○支援方法の検討 ○「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」の作成・見直し ○来年度の特別支援学級への入級児童生徒（新入生・在校生） についての検討
11月～12月	○2学期の支援の評価及び修正点の検討
1月～2月	○支援が必要な児童生徒の把握（3回目） ○支援方法の検討 ○「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」の作成・見直し
3月	○今年度の反省および来年度の方向性の検討

※詳しくは、第1章「校内委員会 年間活動計画例」参照



Q6 校内研修は、どのように企画すればよいですか？

特別な教育的支援を必要とする児童生徒への指導を校内で適切に行うためには、教員の十分な共通理解と発達障害への専門知識や理解が欠かせません。そのために、校内研修を組織的に活用し、教員の意識改革や特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対する指導力を高めていくことが求められます。

例えば、次のような研修の例が考えられます。

- ・発達障害の理解
- ・特別な教育的支援が必要な児童生徒の実態把握
- ・「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」の作成
- ・事例検討等を通じた具体的な指導方法
- ・関係者・関係機関との連携
- ・保護者との連携
- ・校内支援体制の構築 等

具体的には、臨床心理士等の専門家による講義、ワークショップ、事例研究会、疑似体験プログラム等、研修の目的に応じて企画を進めるとよいです。また、専門家による巡回相談の機会を利用し、研修とすることもできます。

Q7 関係者・関係機関にはどのようなものがありますか？

それぞれの生活場面に応じて、次のようなものがあります。

<関係者・関係機関の例>

学校生活	校長、教頭、主幹教諭、教務主任、校務主任 特別支援教育コーディネーター、学級担任、教科担任 養護教諭、生徒指導主事（生徒指導主任）、特別支援学級担任 通級指導教室担当者、スクールカウンセラー、学校医、 臨床心理士、巡回相談員、特別支援教育支援員 障害児就学指導員、特別支援教育指導員 特別支援学校の地域支援担当、大学等学識経験者 等
家庭生活	保護者、兄弟姉妹、民生児童委員、市町村福祉担当窓口 幼稚園、保育所、児童・障害者相談センター 市町村社会福祉協議会（ボランティアセンター） 放課後児童クラブ（学童保育）、子ども発達支援センター 早期療育機関、ハローワーク、親の会、NPO法人 等
地域生活	地域の青少年健全育成の活動（子供会、ボーイスカウト、ガール スカウト、スポーツ少年団 等） 習い事、同級生の保護者 等
医療機関等	病院（主治医）、専門機関（児童精神科）、言語聴覚士 理学療法士、作業療法士 等

Q 8 関係者・関係機関との連携はどのように行えばよいですか？

関係者・関係機関との連携で大切なことは、お互いの顔が見えるネットワークを構築することです。そのためには、それぞれの活動場面を訪問して児童生徒の様子と一緒に見ることや、日ごろの支援や指導について情報交換をすることが必要です。学校での様子を見てもらいながら、支援方針の共有を図ることも有効です。お互いの日程調整が難しい場合は、電話連絡等の方法も考えられます。

日ごろから関係者や関係機関との連絡を密にし、必要が生じた時にはすぐに支援を求められるようにしておくことも大切です。支援内容に関する助言や発達検査等、専門的な立場からの支援を求めたいケースもあれば、学童保育での見守りを依頼するケース、地域のスポーツ少年団で活動の場を設定してもらうケースなども考えられます。目的に応じて多様な支援が可能となるよう、学校内外の人的リソース（資源）を把握し、連絡を密にしながら連携を進めることが大切です。

Q 9 ケース会議とはどのようなものですか？

ケース会議とは、対象となる児童生徒と実際にかかわりのある者が集まって、支援方法を検討する会議です。構成メンバーとしては、特別支援教育コーディネーター、担任、学年主任、養護教諭、特別支援学級担任、その他関わりのある教員等が考えられます。支援チームを組んで定期的に行われる場合や、担任や特別支援教育コーディネーターの要請に応じて、随時招集される場合もあります。校内委員会で決まった方針に基づいて、どこで、だれが、どんな支援を行うかを検討していきます。校内委員会に比べて少人数での会議となるので、メンバーも集まりやすく、より臨機応変に方策を検討できるメリットがあります。また、保護者に参加してもらう方法もあります。

支援については、常にスモールステップを意識し、短期目標を積み重ねることで目標に迫るようにします。できるだけ多くの具体策を出し合い、その中から実際に実行する支援を決め、短いスパンで効果があったかどうかを検証しながら進めていくことが大切です。

Q 10 子供の実態把握は、どのように進めていけばよいですか？

児童生徒の出すサインに気付き、つまずきや困難などの状況をしっかりと把握することは、適切な支援を行っていく上で非常に重要です。問題となる行動の原因について正しくとらえないと、間違った方向で支援を進めてしまう可能性もあります。以下に、実態把握の進め方の一例を示します。

①気付き

普段から児童生徒の出している様々なサインに対して注意を払い、「変だな？」「どうしてかな？」と気付く。

②観察

「変だな?」「どうしてかな?」と気付いたら、次に「いつ」「どこで」「どんなときに」「どんな問題が起こるか」を観察し、問題となっているつまずきや困難などの様子を正確に把握する。また、チェックリスト等も活用し、気付いた点以外にもサインが表れていないかを確認する。

③情報の共有と収集

学年会やケース会議、校内委員会等で情報を提示し共有する。また、他の教員や保護者、学級の児童生徒等からも情報を収集し、多面的に実態把握を行うことで、より適切な支援が行えるようにする。

④関係機関との連携

巡回相談の機会を利用するなどして、専門家に対象児童生徒の様子を見てもらい、専門的な立場からの意見を得る。また、保護者の同意のもとでカウンセラー・臨床心理士に発達検査等の実施を依頼し、認知面での偏り等を把握することで、より有効な支援を行っていくための参考とする。

校内委員会としては、年度当初の学年間の引継ぎや、チェックリストによるスクリーニング等を計画的に実施し、常に全校体制で実態把握を進めていくとともに、情報の共有ができるよう配慮していくことが大切です。なお、これらの情報は非常に重要な個人情報であり、その取扱いには十分な注意が必要です。

Q 1 1 各年度の引継ぎはどのように行えばよいですか?

次の担任が児童生徒を理解しやすいように、一連の取組の結果を個別の指導計画に記録します。引継ぎの際は、個別の指導計画を渡すだけではなく、時間をとって話し合いをもつことが望まれます。また、進学や転学等に際しては、適切な指導が一貫して行われるよう計画が引き継がれていくことが大切です。非常に重要な個人情報であり、その取扱いに十分な注意を払うことも必要です。

「新しい担任が前年度の取組を把握していない。学校で引継ぎはされていないのか?」という保護者からの声をよく耳にします。こうした声を聞くまでもなく、前年度までの支援内容やその成果を事前に把握しておくことは、適切な支援を実践していく上で必要不可欠です。そのため、幼稚園・保育所と小学校、または小学校と中学校による情報交換会や、校内においても学年間の情報交換会を実施するなどして、情報の共有がきちんと行われるように配慮する必要があります。

また、引継ぎの際には、その子のできないことを列挙するのではなく、その子のよい面（できること、がんばったこと、長所）や、興味のあること、有効だった支援等について情報を共有することがとても重要です。引き継ぐ側も、そうした点についてきちんと述べられるよう、日ごろからその子のよい面にしっかりと目を向けることが大切です。



Q12 いじめ・不登校対策委員会や生徒指導委員会、就学指導委員会と内容が重複しないよう、どのように対応すればよいですか？

それらの既存の会議と校内委員会を別に組織する際は、最初の段階でそれぞれの会議の位置づけや目的を明確にしておく必要があります。就学指導委員会と校内委員会を、時間を前後して開催するなどの方法もあります。ただ、特別な教育的支援が必要な児童生徒に対する支援を検討する、という意味においては、どの会議も目的は同じと言えます。「内容が重複する」と捉えるのではなく、「各会議で連携しながら様々な角度から支援を検討する」と捉えることで、より効果的な支援を実現していくことが可能となります。特別支援教育コーディネーターは各会議の担当者との連絡を密にし、話し合う内容を事前に検討し調整することで、各会議がより効率的・効果的に運用されるよう配慮していきます。

2 特別支援教育コーディネーターについて

Q13 役割は何ですか？

特別支援教育コーディネーターは、学校内の関係者や外部の関係機関との連絡調整役、保護者に対する相談窓口、担任への支援、校内委員会の運営や推進役といった役割を担っています。具体的には次のような活動が考えられます。

①校内における役割

- 校内委員会のための情報の収集・準備
- 担任への支援
- 校内研修の企画・運営

②外部の関係機関との連絡調整などの役割

- 関係機関の情報収集・整理
- 専門機関等への相談をする際の情報収集と連絡調整
- 専門家チーム、巡回相談員との連携

③保護者に対する相談窓口

また、学校によっては複数の特別支援教育コーディネーターを指名する場合があります。複数の指名を行うことにより、上記の役割を効率的に分担できる、転勤等の場合についても引継ぎがスムーズに行える、等の利点があります。

Q14 特別支援教育の専門でない教員が特別支援教育コーディネーターになってもよいのですか？

特別支援教育コーディネーターの主な役割は、校内支援体制をコーディネートしていくことです。特別支援学級の担任やその他の人的リソースと連携することで、特別支援教育コーディネーターとしての役割を果たすことは可能ですが、専門知識があれば、より適切な支援をコーディネートすることができます。特別支援教育に関する研修の機会を利用し、その力量を高めていくことも大切です。

Q 15 校内の情報収集をどのように行えばよいですか？

校内委員会の年間活動計画の中に、年度当初の情報交換会やチェックリストによるスクリーニング等を計画的に位置づけるとともに、担任→学年会→校内委員会という情報集約の流れを作り、定期的に情報把握ができる仕組みをつくるのが大切です。また、支援にかかわっている職員に対して「〇〇くん（さん）は最近どうですか？」と声をかけるとともに、特別支援教育コーディネーター自身も該当児童生徒と積極的にかかわりを持つように心がけながら、実際の様子を把握することが大切です。

Q 16 担任への支援はどのように行えばよいですか？

支援を必要とする児童生徒の担任は、「どう指導すればよいのか？」「保護者とどう関わればよいのか？」などの悩みを抱えているケースが多く見られます。特別支援教育コーディネーターとしては、「担任を孤立させない」という立場に立ち、日ごろから担任とのコミュニケーションをとることが大切です。そして、校内委員会を中心とする支援体制の中で、担任に対して必要な支援がなされるよう配慮していきます。さらに、必要に応じてケース会議を開いたり、関係機関との連携を行ったり、保護者との教育相談に参加したりするなどの支援を通して、各担任が自信をもって指導に取り組めるよう配慮することが大切です。

Q 17 関係機関とどのように連携すればよいですか？

特別支援教育コーディネーターとしては、地域にどのような相談施設があり、どのような支援を受けられるのかを、事前に把握しておくことが必要です。各施設の担当者を訪問したり、電話で連絡をしたりして、できる範囲で事前につながりを作っておくとともに、各関係機関の詳しい活動内容や支援内容を把握するようにします。また、必要に応じて、各関係機関の情報を職員や保護者に伝えていくようにします。なお、関係機関と個人情報のやり取りをする場合については、事前に保護者の承諾を得ることが必要です。→Q 7・Q 8へ



Q 1 8 保護者の理解と協力を得るためには、どうすればよいですか？

教育相談では、まず保護者の話を共感的な立場でしっかりと聞くことが必要です。その際、保護者が子育てで苦労してきたことや、他の子供とのトラブルに悩んできたことなども共感をもって受け止めることが大切です。それまでの子育てを否定せず、「大変でしたね。」「がんばってこられましたね。」という言葉がけをしながら、相手を受容する立場で対応し、信頼関係を築いていくことが必要です。その上で、保護者の思いや願いを尊重しながら一緒に支援の方法を考えていくことが大切です。

学校で行おうとしている支援に対して理解が得られないケースについても、基本的な対応は同じです。その子ができないことだけを並べるのではなく、できること・できたことをきちんと伝えながら、時間をかけて実態を理解してもらうことが必要です。そして、「こういう支援をしたらこんなことができるようになりますよ。」という成果を積み重ねていくことで、理解と協力を得られるようになることが大切です。

Q 1 9 生徒指導主事（生徒指導担当）や養護教諭とは、どのように連携すればよいですか？

生徒指導主事（生徒指導主任）や養護教諭は、支援体制を組む上で非常に重要な人的リソースとなります。特別支援教育コーディネーターとしては、日ごろから情報の共有に努めることが大切です。また、それぞれのケースにおいて生徒指導主事（生徒指導主任）や養護教諭が行うことができる支援を明確にした上で、特別支援教育コーディネーターが役割分担をしていくようにします。普段から意見交換を密にし、意思疎通を図ることがとても大切です。

Q 2 0 スクールカウンセラーとは、どのように連携すればよいですか？

スクールカウンセラーは、生徒指導主事（生徒指導担当）や養護教諭と同様、非常に重要な人的リソースです。対象児童生徒や保護者に対し、教師とは異なる立場から対応できる、という大きなメリットがあります。スクールカウンセラーが支援に関わることで効果があがるケースも多くあります。まずは本人や保護者にスクールカウンセラーを積極的に紹介し、関わりがもてるよう配慮します。その上で、スクールカウンセラーが行うことができる支援を明確にし、役割分担をしていくようにします。心理の専門家としての立場から、情報共有に対する申合せについて確認した上で、校内委員会やケース会議に参加してもらうことも有効です。



Q 2 1 支援の成果がなかなか表れない場合は、どうすればよいですか？

支援の方法を決めて実践してもなかなか成果が表れない、というケースもあります。しかし、どのようなケースでも、成果が表れるには時間がかかります。あせらずに日々の支援を継続していくことが必要です。わずかな変化を認めて評価していくスモールステップの考え方で進めていくことも必要です。常に児童生徒の実態を踏まえ、Plan-Do-Check-Actionのプロセス（PDCAサイクル）を通じた支援を継続していくことも大切です。また、支援を検討する際は、外部から専門家を招いて支援のヒントをもらうことも有効です。

Q 2 2 診断の有無については、どう考えればよいですか？

対象となる児童生徒の行動特徴から障害の可能性を考えることは、具体的な支援を考えていく上で非常に重要です。しかし、障害かどうかを判断すること自体に意味はありません。大切なのは、学校としてその子をどう支援していくか、ということです。診断がされているのであれば、その診断名に即した特性があることが予想されるので、それを具体的な支援に生かしていきます。診断されていない場合でも、障害のある可能性を考慮した支援を考えることで、二次障害に陥ることを防ぐことができます。実態把握をもとに様々な支援の内容を考えて実行し、効果があればさらに続けていくことが大切です。

Q 2 3 就学相談はどのように進めていけばよいですか？

対象となる児童生徒の実態をしっかりと把握したうえで、「その子にとってよりよい支援ができる教育環境はどちらか」という立場で、校内就学指導委員会での検討を行います。学校側からの一方的な押し付けとならないよう、本人・保護者と十分な話し合いの機会をもち、通常の学級・特別支援学級それぞれに在籍した場合のメリット・デメリットについて説明しながら、最終的には本人と保護者の意向を尊重する方向で就学相談を進めていくことが大切です。



3 個別の教育支援計画・個別の指導計画について

Q 2 4 「個別の教育支援計画」の役割は何ですか？

障害のある一人一人のニーズを把握し、長期的な視点で乳幼児期から学校卒業後まで一貫して的確な支援を行うために作成されるものです。地域で生活する一人一人の幼児児童生徒に対する支援を、保護者と学校、福祉、医療、労働等の各機関が連携して効果的に実施するための指標としての役割をもちます。

Q 2 5 「個別の教育支援計画」と「個別の指導計画」はどう違うのですか？

「個別の教育支援計画」は、地域で生活する一人一人の支援を、保護者と学校及び福祉、医療、労働等の関係機関が連携して効果的に実施するための指標であり、進学や転学等で支援に関わる担当者や機関が変わっても、一貫した支援が行われるよう引き継いでいくものです。

一方「個別の指導計画」は、個々の子供の教育課程を具体化したもので、幼稚園、小・中学校等において、具体的な指導に関する目標と手だてを記載するものです。

したがって、長期にわたり一人一人を支援するためのトータルプランとしての「個別の教育支援計画」作成後に、その趣旨を踏まえて、学校における各教科・領域等での具体的な指導のための「個別の指導計画」が作成されるということになります。

Q 2 6 「個別の教育支援計画」には、どのような内容を記載しますか？

「個別の教育支援計画」には、一人一人のニーズ、支援の目標、支援の内容、具体的な支援者や機関、支援を行う期間、支援の評価、改善点、引継ぎ事項等を記載していきます。しかし、すべての項目について必ず記載しなければならないというわけではなく、児童生徒の実態や保護者の意向を踏まえ、記載しない欄があってもかまいません。また、必要に応じて書き直したり、書き加えたりすることができます。

Q 2 7 「個別の教育支援計画」は、誰がどのように作成するのですか？

学級担任や特別支援教育コーディネーターが中心となり、児童生徒及び保護者から現在の様子や将来の希望を聞きます。その上で、学級担任が特別支援教育コーディネーターの助言を受けながら「個別の教育支援計画」の原案を作成します。そして、関係機関や校内委員会等での検討を経て、保護者・本人の了解の下、作成された計画が実施されます。



Q28 「個別の教育支援計画」は、幼・小・中でどのように引き継いでいけばよいですか？

日ごろから担当者間で連絡を密にし、情報交換を積極的に行うことが必要です。具体的には、各地区の連絡協議会で「個別の教育支援計画」を引き継ぐとともに、担当者間で直接情報交換を行うようにします。連携協議会が整備されていなければ、幼稚園・保育所と小学校間、小学校と中学校間、中学校と高校間で連絡会議を開き、情報交換を行うようにします。さらに、担当者が互いの現場に向き、実際に子供の様子を見ることも非常に有効です。

「個別の教育支援計画」が実際の支援の基盤となるよう、その内容をよく検討するとともに、それぞれの現場での支援内容がきちんと引き継がれるように配慮することが重要です。

※「個別の教育支援計画」の詳細については、平成21年3月に愛知県教育委員会より発行された『小・中学校「個別の教育支援計画」作成ガイドブック』をご覧ください。

参考文献

- 文部科学省「小中学校におけるLD（学習障害）、ADHD（注意欠陥／多動性障害）、高機能自閉症の児童生徒への教育支援体制の整備のためのガイドライン（試案）」
（平成16年1月）
- 愛知県教育委員会『小・中学校「個別の教育支援計画」作成ガイドブック』
（平成21年3月）

